

京都府・市町村共同電子申請システム 情報提供依頼 (RFI)

1 目的

京都府及び府内市町村で構成する京都府自治体情報化推進協議会（以下協議会という。）においては、平成 19 年度よりインターネットから府・市町村が所管する申請・届出等の行政手続を行うことが可能なシステムを導入しているところですが、行政手続のオンライン化の推進の取組を今後一層進めていくにあたり、電子申請システムの更新も視野に入れた、機能の拡充に向けた検討を今後進めていくこととしていることから、各社の共同電子申請システムに係る経費や実装機能について、広く情報収集を行うものです。

2 システム概要

(1) 現行システムの概要

平成 19 年度から運用開始、平成 24 年度からは ASP にてサービス提供されています。（職員側操作については LGWAN-ASP を利用）インターネットを利用して京都府及び府内市町村が所管する申請・届出等の行政手続を行うことが可能なシステムであり、職員による届出情報の参照や審査、データの取り出しについては、閉域網ネットワークである LGWAN を利用して、安全に行うことができます。

(2) 現行システムの利用実績

手続件数	約 1,480 件（令和 4 年度）
申請実績	約 475,000 件（令和 4 年度）
主要な手続き一覧	
<ul style="list-style-type: none">・職員採用試験申し込み・入札参加資格申請・宿泊税納入申告・自動車税住所変更届・公文書公開請求・納税証明書交付申請・イベント・参加申し込み・アンケート	

3 情報提供依頼内容

(1) 回答書（様式1）

① 事業者概要について

事業者名、所在地、主な事業内容をご記入ください。

② 他自治体での実績について

他自治体等で電子申請システムを開発（導入）された実績をご記入ください。

③ システム導入に必要な期間について

システム導入に必要な期間（データ移行、研修等）についてご記入ください。

(2) 機能の実装状況について（様式2）

システムに係る基本機能やオプション機能の有無などについて補足説明と併せてご記入ください。

(3) 概算費用（様式3）

標準機能を使用した場合のシステムの開発に係る費用や年間のサービス利用料についてご記入ください。また、アクセス数及び申請数等が増加した場合のサービス利用料の増額が必要な場合の想定金額やオプション機能等の料金体系もご記載ください。
※京都府及び26市町村が共同で利用する場合の金額をご記載ください。

(4) システムの製品概要（様式任意）

システムの概要に関するパンフレット等がございましたらご提供願います。

※なお現行システムについて搭載している機能について確認したい場合、RFI期間中に「4 資料の提出方法（3）提出先・問い合わせ先」にて、閲覧に供しますので連絡先あて連絡してください。

4 資料の提出方法

(1) 提出様式

- ① 様式1：回答書
- ② 様式2：機能要件確認書
- ③ 様式3：見積書
- ④ 任意様式※：システムの製品概要

※任意様式は、印刷イメージがA4版またはA3版を基本として作成いただき、ファイル形式はdocx形式、xlsx形式、pptx形式またはPDF形式で提出をお願いいたします。

(2) 受付期限

令和5年8月7日（月）17時まで

(3) 提出先・問い合わせ先

京都府自治体情報化推進協議会 開発局（京都府総合政策環境部情報政策課）
担当：浦川

住所：〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1号館5階

TEL：075-414-5748

E-mail：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

(4) 提出方法

Eメールにて上記のメールアドレスあて送付してください。サイズの大きいファイルを添付される場合（10MB程度）には提出先まで事前にご連絡ください。ファイルの送受信方法をお知らせいたします。

5 本件に関する質問

本情報提供依頼に質問がある場合は、以下のとおりとします。

- (1) 様式4質問票に必要事項を記載し、4(3)の提出先までEメールにて送付してください。
- (2) Eメールの件名は「【RFI質問】京都府市町村共同電子申請システムについて」と入力してください。
- (3) 質問の受付締切は令和5年7月18日(火)17時までとします。
- (4) 回答は京都府自治体情報化推進協議会HPに7月24日(月)17時までに掲載いたします。

6 注意事項

- (1) 本RFIは、今後のシステムの機能拡充を検討するにあたり、その前段階として、一般に提供されている各ソリューションを有する機能や費用等について、広く情報を得るための手段として実施するものであり、本情報提供について、今後の調達実施の有無や調達を実施した場合における契約に対する意味を持つものではありません。
- (2) 本RFIに対して、どのような情報提供を受けても、それをもって将来において、製品の導入を約束するものではありません。
- (3) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、本協議会から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- (4) 本RFIの実施に要する費用は、すべて事業者等の負担でお願いいたします。
- (5) 本RFIにおいて提供を受けた情報、資料等は返却いたしません。
- (6) 提供を受けた情報、資料等については、提供者に断りなく他者に提供いたしません。
- (7) 情報提供を受けた製品等の情報については、今後、システムの調達を実施することとなった場合において、調達仕様書に反映する場合があります。